



島根県犯罪被害者等 見舞金制度のご案内

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

対象となる犯罪被害

日本国内で発生した故意の犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患（過失犯は除きます。※令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。）

見舞金の種類・支給額、給付対象者

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、島根県内に住所を有するご遺族又は犯罪被害者の方に次の見舞金を支給します。

○ 遺族見舞金 30万円

＜給付対象者＞

犯罪行為により亡くなられた方の第1順位のご遺族（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）※1

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人※2を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の
⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※1 第1順位のご遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降のご遺族は申請をすることができません。

※2 婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。

○ 重傷病見舞金 10万円

＜給付対象者＞

犯罪行為により重傷病（療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの）を負った被害者ご本人

○ 精神療養見舞金 5万円

＜給付対象者＞

犯罪行為により、精神疾患（療養期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）を負った被害者ご本人

留意事項

以下に該当する場合は、給付されない場合があります。

- ・ 犯罪被害者又は第 1 順位遺族と加害者との間に親族関係（3 親等内）がある場合（ただし、被害者が 18 歳未満の者を監護していた場合を除く）
- ・ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合
- ・ 犯罪被害者又は第 1 順位遺族が暴力団員等である場合
- ・ 見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められる場合 等

給付決定の取り消し・見舞金の返還

- ・ 給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認めたときは、給付決定が取り消されます。
- ・ 給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

申請に必要な書類

- ・ 「島根県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書」
- ・ 「島根県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書」
- ・ 「島根県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書」
- ・ 添付書類（住民票、診断書又は死体検案書等）

※上記申請用紙及び申請時の必要な添付書類等について、詳しくは島根県ホームページをご確認ください。

申請期限

対象となる犯罪被害を知った日から 2 年以内

ただし、犯罪被害が発生した日から 7 年を経過したときは、申請することができません。）

【申請窓口】

島根県犯罪被害者等支援総合窓口
TEL 0852-28-7830



二次元コード

島根県 環境生活部 環境生活総務課 消費とくらしの安全室
〒690-0887 島根県松江市殿町 8 番地 3